

細則

本細則は、取引ツール「Formula（フォーミュラ）」、「X_TRADER(エクストレーダー)」および「CQG TRADER（シーキュージートレーダー）」について、システムごとに定めた事項について規定するものです。

—取引ツール「Formula（フォーミュラ）」—

第1条（利用時間）

お客様が「Formula」を利用できる時間は、原則、365日24時間とします。ただし、システムメンテナンス等によりご利用を制限する場合があります。また、お客様に通知することなくこの利用時間を変更する場合があります。

第2条（取引の種類）

お客様が「Formula」にて取引できるのは、東京商品取引所における通常の先物取引に限ります。取引所の定めた特定取引(スプレッド等)またはオプション取引は含みません。

第3条（委託手数料）

お客様が「Formula」を利用するにあたっては、お客様に委託手数料を負担していただきます。委託手数料の額および徴収時期は、別途定めるところとします。

第4条（注文について）

お客様が「Formula」にて委託できる注文は、「成行（マーケットオーダー）」「指値（リミットオーダー）」「ストップ（ストップオーダー+マーケットオーダー）」「ストップリミット（ストップオーダー+リミットオーダー）」の4種類です。

- 2 お客様が「Formula」にて委託された売買注文の有効期間は、当該銘柄に最終立会いまでに出された注文については当営業日を含め10営業日以内(但し、注文画面により異なります。以下「最大10営業日」といいます)、また当該銘柄の最終立会い後に出された注文については翌営業日より最大10営業日以内とします。ただし、当社の判断によりお客様に通知することなく注文の有効期間を変更する場合があります。
- 3 「Formula」における新規建玉の注文には1件あたり50枚までの制限枚数を設けています。なお、この制限枚数はお客様からの申し出に応じ変更することもできます。

第5条（取扱銘柄）

お客様が「Formula」にて取引できる銘柄は、東京商品取引所に上場されている、当社が指定する銘柄に限ります。なお、東京商品取引所が売買を規制している銘柄、限月および当社が自主的に売買を規制した場合はその銘柄、限月については取引できません。

第6条（充用有価証券の証拠金としての取扱い）

「Formula」においてお客様が預託することができる有価証券は当社が定めた銘柄とし、かつ証券保管振替制度(ほふり)を介したものとします。

- 2 有価証券の充用価格は、株式会社日本商品清算機構(JCCH)が発行する充用有価証券価格表に基づいた価格を適用します。
- 4 預託された有価証券の返却については、返却書類受理後、4営業日以内に手続きを行います。

施行日 平成22年 9月21日

施行日 平成23年 1月 4日

施行日 平成25年 2月 12日